

第201300212711号
平成26年3月31日

障がい福祉サービス事業所等運営法人の長 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の独自基準
について (通知)

日頃より、本県の障がい福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、このことについて、別添のとおりですので、御承知いただき、適正な事業所等の運営をよろ
しく願います。

担当

障がい福祉課障がい福祉サービス担当 檜垣

電 話 : 0857-26-7193

ファクシミリ : 0857-26-8136

電子メール : shougai Fukushi@pref.tottori.jp

鳥取県障害福祉サービスに関する条例関係独自基準一覧

| | 項目 | 内容 | サービス | 該当箇所 | 該当条文等 |
|------|--------------|--|-------------------------------------|--|---|
| 条例 | 暴力団排除 | 暴力団やその関係者の排除規定を追加した。 | 共通 | 第3条 | 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。 |
| | 虐待防止 | 虐待防止法に係る規定を追加した。 | 共通 | 別表第1サービスの提供の項第2号 別表第2サービスの提供の項中欄第1号 別表第3サービスの提供の項中欄第1号 別表第4サービスの提供の項第2号 別表第5サービスの提供の項第2号 別表第6サービスの提供の項第2号 別表第7サービスの提供の項中欄第1号 別表第8サービスの提供の項中欄第1号 別表第9サービスの提供の項中欄第1号 別表第10サービスの提供の項(別表第6準用) | 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 |
| | サービスの評価結果の周知 | サービスの評価結果を利用者とその家族に周知する規定を追加した。 | 共通 | 別表第1サービスの提供の項第5号 別表第2サービスの提供の項中欄第6号 別表第3サービスの提供の項中欄第6号 別表第4サービスの提供の項第7号 別表第5サービスの提供の項第5号 別表第6サービスの提供の項第8号 別表第7サービスの提供の項中欄第6号 別表第8サービスの提供の項中欄第6号 別表第9サービスの提供の項中欄第6号 別表第10サービスの提供の項(別表第6準用) | 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 |
| | 非常災害対策 | 非常災害対策について周知対象に利用者とその家族を追加した。 | 共通(居宅介護等、重度障害者等包括支援を除く。) | 別表第2サービスの提供の項中欄第5号 別表第3サービスの提供の項中欄第5号 別表第4サービスの提供の項第6号 別表第6サービスの提供の項第7号 別表第7サービスの提供の項中欄第5号 別表第8サービスの提供の項中欄第5号 別表第9サービスの提供の項中欄第5号 別表第10サービスの提供の項(別表第6準用) | 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 |
| | サービス提供記録 | いわゆる居住系事業所においてもサービスの提供記録の確認を都度受けることとした。 | 療養介護 CH 宿泊型自立訓練 GH | 別表第2サービスの提供の項右欄第1号 別表第6サービスの提供の項第1号 別表第7サービスの提供の項右欄第1号 別表第10サービスの提供の項(別表第6準用) | サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。 |
| | 共同生活住居の設備 | 共同生活住居の必置設備に食堂、便所、浴室、その他日常生活を営む上で必要な設備を追加した。 | CH GH | 別表第6設備の項第2号(3)～(6) 別表第10設備の項(別表第6準用) | 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 (3) 食堂 (4) 便所 (5) 浴室 (6) その他日常生活を営む上で必要な設備 |
| | 記録の保存年限 | サービスに係る記録の保存年限を規定した。 | 共通 | 別表第1～第10の記録の作成及び保存の項 | (1) 決算書類 30年間 (2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間 |
| 施行規則 | 地産地消 | 食事の提供を行う場合、県内生産物を利用する努力規定を追加した。 | 共通(居宅介護等、療養介護、重度障害者等包括支援、CH、GHを除く。) | 別表第3サービスの提供の項中欄第26号 別表第4サービスの提供の項第18号 別表第7サービスの提供の項中欄第22号 別表第8サービスの提供の項中欄第19号 別表第9サービスの提供の項中欄第18号 | 食事は、あらかじめ作成された献立に従って、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障がい特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事を提供するように、必要な栄養管理を行うこと。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。 |
| | 計画の見直し | いわゆる訪問系事業所の居宅介護等計画の見直し期限を規定した。 | 居宅介護等 | 別表第1個別支援計画の項第2号 | 計画は、少なくとも6月に1回以上点検し、必要に応じて変更を行うこと。 |

鳥取県障害者支援施設に関する条例関係独自基準一覧

| | 項目 | 内容 | 該当箇所 | 該当条文等 |
|------|--------------|--|-------------------|---|
| 条例 | 地域移行 | 利用者の地域移行に係る努力規定を追加した | 第3条 | 障害者支援施設は、法第1条の2に規定する基本理念にのっとり、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設入所支援その他の施設障害福祉サービスを提供することにより、利用者が地域の生活に移行できるようにするための必要な支援に努めなければならない。 |
| | 暴力団排除 | 暴力団やその関係者の排除規定を追加した。 | 第4条 | 法第38条第3項(法第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。 |
| | 虐待防止 | 虐待防止法に係る規定を追加した。 | 別表サービスの提供の項中欄第1号 | 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 |
| | サービスの評価結果の周知 | サービスの評価結果を利用者とその家族に周知することとした。また、第三者評価の実施及びその結果の公表に係る努力規定を追加した。 | 別表サービスの提供の項中欄第7号 | 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 |
| | 非常災害対策 | 非常災害対策について周知対象に利用者とその家族を追加した。 | 別表サービスの提供の項中欄第5号 | 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 |
| 施行規則 | 地産地消 | 地産地消に関する努力規定を追加した。 | 別表第1サービスの提供の項第33号 | 食事の材料には、できる限り県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を原材料とする県外で生産された加工品を利用するよう努めること。 |
| | 児童手当 | 児童手当の管理規定を追加した。 | 別表第1サービスの提供の項第40号 | 利用者に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当の支給を受けたときは、支給を受けた金銭及びこれらの運用により生じた利益を次に掲げるところにより管理すること。 (1) 児童手当法第2条の規定に従って用いること。 (2) 収支の状況を明らかにする記録を整備し、利用者ごとにその額を明らかにすること。 (3) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、当該利用者に取得させること。 |
| | 記録の保存年限 | サービスに係る記録の保存年限を規定した。 | 別表第1記録の作成及び保存の項 | (1) 決算書類 30年間 (2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間 |